

陰陽師

右之通從

公儀御書付出候間、在中

寺社共、可相触候、以上

九月

〈解説文〉

陰陽道職業いたし候
輩者、土御門家支配たる

べき儀勿論候処、近年

甚乱雜^ニ相成、陰陽道猥^ニ

執行候族も有之様^ニ相聞候、
以来右躰之心得違無之、

土御門家より免許を請、

支配下知堅相守可取行候、

右之通寛政^ニ亥年

相触候処、近來猶又猥に

執行候者も有之哉^ニ相聞

心得違之事^ニ候、右触面之趣

違失無之様、急度可相心得候、

右之趣、不洩様^可相触候

二月

〈読み下し文〉

陰陽道職業いたし候 輩^はは、土御門家支配たるべき儀もちろん
に候ところ、近年甚^{はなは}だ乱雜に相なり、陰陽道みだりに執り行い候
族^{やから}もこれあるように相聞こえ候、以来右体^{てい}の心得違^いこれなく、
土御門家より免許を請け、支配下知堅く相守り取り行うべく候、
右の通り寛政^ニ亥年相触れ候ところ、近來猶^{なおまた}みだりに執り行い
候者もこれあるやに相聞こえ心得違^いのこととに候、右触面の趣き
違失^{いじつ}これなきよう、急度^{きつと}相心得^うべく候、右の趣き、洩^もれざるよう
相触れらるべく候

二月

右の通り公儀より御書付出^いで候あいだ、在中・寺社とも、相触れ
らるべく候、以上

九月

〈用語の解説〉

- ・輩（族）：仲間。連中。
- ・土御門家：天文・暦・陰陽道をつかさどる公家。
- ・猥りに：むやみやたらに。規則を無視して。
- ・違失：まちがい。
- ・公儀：幕府。

〈解説〉

陰陽師は占いや祈祷を行う民間宗教者をいう。その職分は、神職と同様に公家や大寺社を本所（本山・頭）として免許状を得ることにより社会的に認められた。陰陽師の場合、安倍晴明の流れをくむ公家の土御門家を本所としていた。

宝暦期（1750年代）以降、神職の編成をめぐる吉田家・白川家による家職争論にも刺激を受け、土御門家は再三にわたって武家伝奏（幕府と朝廷の間の連絡役）を介して江戸幕府に全国触れを要請していた。寛政3（1791）年にも出されたが、徹底しなかつたとみられる。「近來猶又みだりに執り行い候者」とあり、免許状を持たない自称陰陽師が横行していたようである。そこで再び幕府は、全国に向けて陰陽道を職業とする者は土御門家支配であることを触れた。貢納金を本所に支払ったうえで、免許状を

得るようになった。土御門家はこの触れをもつて組織の強化と拡大を展開していった。

信濃にも数名の陰陽師がいた。松本の尾澤白鶴は土御門家の免許状を有しており、村々を廻って占いや祈祷を行っていた。

【参考文献】

- ・歴史学研究会編『日本史史料 近世』岩波書店
- ・梅田千尋「近世の神道・陰陽道」（岩波講座・日本歴史 近世3）
岩波書店